

KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q & A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！ 《有給休暇の義務化》

(秘書) 今年の4月から、会社が、従業員に対する有給休暇の消化を義務づけられるという報道を目にしました。そもそも有休は使わせないといけないものだったと思うのですが、何がわるのでしょうか。

(久井) 有休の取得は従業員の権利で、原則、会社は、従業員が有休の申請をしてきたときには、これを取得させないといけません。ただし、日本では有休があまり使われていない実態があります。

この状況を変えるため、会社には、年10日以上の有休が付与される従業員に対しては、最低年5日の有休を取得させなければならないという義務が課されることになりました。

(秘書) 従業員にとっては良い制度ですね。でも、もし、今までと同じように、従業員が有休を使わない状態が続いた場合はどうなるのですか。

(久井) 会社に対し、従業員一人当たり最大30万円の罰金が科される場合があります。厚労省によると、違反に対しては、まずは労基署からの指導等によって、改善を促していく方針のようです。

(秘書) もし従業員全員に有休をとらせなかった場合、すごく高額な罰金が科される可能性がありますね…。

ただ、従業員が有休を消化するタイミングが重なれば、会社の業務に支障が出ると思いますし、そういうことを考えていると、結局従業員も有休の消化を遠慮する場合があると思いま

す。こういったことにはどう対応していくべきなのでしょうか。

(久井) 予め従業員の希望を聞き、月単位などで区切って、個人ごとの有休取得の計画表を作成することが、一つの案として考えられます。各従業員の有休の取得予定が明らかとなることによって、各従業員の有休の調整がしやすくなると思います。

(秘書) 従業員が希望を出さず、有休を取得する気配が全くなさそうな場合はどうしたらいいのでしょうか。

(久井) 1年がもうすぐ過ぎようとしているのに、従業員が有給休暇を全く取得していないような場合は、会社側から、時季を指定して、有休を取得させることになるでしょう。

労使協定を締結しなければならないというハードルはありますが、有休を利用した大型連休を設けて会社自体を休みにする等、計画年休を用いることも一つの手段ですね。



弁護士 久井 春樹
(ひさい はるき)

☞このコラムは、2019年4月のメルマガで配信されました。
☞山下江法律事務所 YouTube チャンネルでは、企業法務セミナーの動画などを公開しております。ぜひご覧ください。<http://urx2.nu/HhMA>



働き方改革関連法「有給休暇の付与義務」について

社会保険労務士/松本雄介



今回のテーマは2019年4月より改正施行された「有給休暇の付与義務」についてです。

昨年6月に成立した働き方改革関連法が今年の4月より5年をかけて順次施行されていくこととなります。残業時間の上限規制や高度プロフェッショナルなどニュースで注目を集めましたもう一つ大きな話題となっていたのが中小企業への影響が特に大きい「有給休暇の付与義務」です。これにより、企業は有給休暇の付与日数が10日以上ある労働者において、年5日について付与日から1年以内の期間で確実な取得が義務付けられました。有給休暇の日数が10日以上ある労働者は正社員だけではなく、パートタイマーやアルバイトも対象となります。また、この義務が発生するのは4月以降に付与されるものからとなります。

確実な取得の方法としては、①年5日以上、労働者に取得してもらう。②年5日について労働者の意見を尊重した上で会社が時季を指定する。③年5日について計画的に取得日を決める(計画的付与制度)。④上記①～③を組み合わせる。です。

すでに5日以上の有給休暇を請求または取得している労働者に対しては、上記②の方法による時季指定はすることができませんし、上記②や③の方法では就業規則への規定や労使協定の締結が必要となりますので注意が必要です。

その他、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした年次有給休暇管理簿を作成し、年次有給休暇を与えた期間中及び期間満了後3年間の保存義務もあります。

フクシマ社会保険労務士法人
2015年より弊所と業務提携

このコラムは、2019年3月のメルマガで配信されました。

第25回企業法務セミナー報告

「ポイント解説！！能力不足・勤怠不良・メンタル不調の社員対応」

第25回企業法務セミナー「ポイント解説！！能力不足・勤怠不良・メンタル不調の社員対応」を開催しました。講師は弁護士の笠原輔です。

今回のセミナーでは、能力不足・勤怠不良の社員の降格と、メンタル不調の社員に対する休職命令を主なテーマとして、注意点と対応方法について確認しました。

30名を超える参加者様から「休業についての知識が深まりました。」「法律に基づいた対応を学び知ることができた。」など高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、弊所弁護士との交流を深めることができました。

次回は7月11日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



過去のセミナーは、「山下江法律事務所 YouTube チャンネル」で公開中！



弁護士 ON・OFF 第40回

弁護士 地引 雅志

今年の1月から弁護士としての人生がスタートしました。

そこで、今回は、自己紹介を兼ねて、私の高校時代の思い出を紹介したいと思います。

私は、高校在学中、馬術部に所属していました。もともと動物が好きだったことや馬に乗ってみたいということもあって、馬術部に入部することにしました。

馬術部での日々はとてもハードでした。お馬さんの部屋の掃除やエサを準備したりなど、とてもやるべき作業が多く大変でした。

休みもほとんどありませんでしたし、遅い時間帯まで作業に追われていました。その作業を行いつつ、30分ぐらい馬に乗って、馬術の練習をしていました。

馬術部時代、特に印象に残っているのが顧問の先生です。風貌がとても強面の感じでとても先生には見えない感じです。これを言うと怒られます(笑)。

この先生は、とても厳しく、褒められた記憶がありません。

ですが、自分なりに色々考えて臨んだ最後の大会のときは、競技が終わった後、褒めてく



れました。自分の考えたことが競技に反映できたこともあり、とても嬉しかったと記憶しています。

今考えると、その先生にはとても感謝しています。

このような馬術部での経験がとても今の自分に生きています。今の自分があるのも、この馬術部での経験があったからだと思います。

日々コツコツと努力を重ねて一定の結果を出すことに、とても生きがいを感じられるようになりました。

今後も、このような姿勢や気持ちをもって、色々なことに取り組んで行きたいと思います。

☞このコラムは、2019年1月のメルマガで配信されました。

事務局コラム 第40回 「笑いじわを刻む」 S.A



ここ2~3年、お笑いにどっぷりはまっている。きっかけは、Youtubeで偶然見たお笑い芸人シソンのネタ。アイデア、構成、演技が抜群で笑い転げた。「芸人が最もライブを観に来る芸人」だそう

だ。広島で冠番組を持っており、ロケで某町のお祭りに来たとき、iPhoneの背中にサインをもらった。機種変した今は大事に部屋に飾っている。TVはお笑い番組ばかり観るようになり、お気に入りの芸人がどんどん増えていった。昨年、福山で開催された、たくさんの芸人が出演するお笑いフェスで、サンドウィッチマンが投げた

サインボールを(隣席の女性との熾烈な争いを制して)キャッチしたときは興奮した。

最近では、ブレイクまであとちょっとの芸人数組を推しており、県内外問わずライブを観に行っている。大きすぎない箱でのライブはステージが近く、漫才やコントを間近で観ることができ迫力を感じる。ライブ終わりに芸人と写真を撮れることもあり、ファンとの距離が近いのが嬉しい。広島はお笑い文化があまり浸透していないのか、他都市ではチケット完売のライブが、広島では空席があることも。推しの芸人のライブは満席になって欲しいが、カーブのように人気に火がついてチケットが手に入らなくなるのも困りものだ。

近々、その推しの芸人の単独ライブを観に行く予定がある。運良く最前列ど真ん中のチケットを手に入れているだけに、今からワクワクが止まらない。

☞このコラムは、2019年2月のメルマガで配信されました。



事務局通信

◆第26回企業法務セミナーのご案内



2019年7月11日(木)

18:30~20:00

講師: 弁護士/地引雅志

「スッキリわかる! 労働者派遣法」

会場: LeReve 八丁堀(中区

八丁堀 1-エイトビル2F)

受講料: 顧問会社様無料、一般の方4,000円(※)

※1ヶ月以内に1時間の無料法律相談(税抜1万円相当)付きです。この機会をぜひご活用ください。

☞セミナー後に懇親会あり。詳細はHPをご覧ください。

◆相続アドバイザー誕生



このたび、秘書/藤はなが、NPO 法人相続アドバイザー協会による「相続アドバイザー養成講座」(20講座、40時間)を修了して、同協会の認定会員となりました。

これで弊所の相続アドバイザーは4名になりました。皆様の相続に関わるご相談をサポートしますので、お気軽にお問合せください。

◆広島弁護士会副会長に就任

2019年4月、弁護士/柴橋修が、広島弁護士会の副会長に就任しました。任期は1年です。広島弁護士会の会務を行ってまいります。



◆<相続・遺言のポイント55>発刊

2019年2月15日に「相続・遺言のポイント55」(編著:山下江、発行:南々社、1,400円+税)を出版しました。同書は、2016年に出版した一般向け相続・遺言の解説本「相続・遺言のポイント50」を昨年7月の相続法の大改正(すでに一部施行、来年7月までに完全施行)を受けて改訂したものです。ページ数を15ページ増やし、弁護士17名と相続アドバイザー2名が、相続・遺言のポイントについて、豊富なイラストを用いてわかりやすく解説しています。広島をはじめ、全国の主要書店やアマゾンなどで購入できます。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

《広島本部》

〒730-0012

広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652

電話受付:平日9時~18時、土曜10時~17時

《福山支部》

〒720-0067

福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F

TEL084-993-9041 営業時間:平日9時~18時

《呉支部》

〒737-0051

呉市中央 2-5-2 NSビル 703

TEL0823-25-0077 営業時間:平日9時~18時

メルマガの登録は[山下江メルマガ](#)で検索
相談予約専用ダイヤル 0120-7834-09

《東広島支部》

〒739-0043

東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1

TEL082-423-1511 営業時間:平日9時~18時

《岩国支部》

〒740-0022

山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402

TEL0827-23-3005 営業時間:平日9時~18時

《東京虎ノ門オフィス》

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-5-8 カイ虎ノ門ビル 803

TEL03-6632-5355 営業時間:平日9時~18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは相談予約専用ダイヤルへお問い合わせください。